きっずクラブＡ登録休止中の利用申込について(3/8～3/21)

内容

保護者の皆様へ

きっずクラブＡ登録については、緊急事態宣言期間が延長された場合は、引き続き休止となります。ただし、登録している小学校１年生から３年生の児童で、保護者の就労（医療従事者等）によりご自宅での生活が困難なご家庭などやむを得ない事情に限り、受け入れをいたします。各きっずクラブにご相談ください。
なお、緊急事態宣言が解除された場合は、提出の必要はありません。
※休止中の利用申込方法（3/8～3/21）
「休止中のきっずクラブ利用申込書（3 月 8 日～3 月 21 日）」に必要事項を記載の上、利用日前日までに在籍しているクラブにご提出ください。申込書は、江東区のホームページをご確認ください。

https://www.city.koto.lg.jp/583211/kodomo/hokago/gakudo/kidsclubriyoumoushikoimso61_627.html

申込書の提出が利用日前日までに間に合わない場合は、事前に必ずクラブにご連絡ください。申込書は、感染防止のため、FAX、郵送、児童持参が可能です。

江東区教育委員会事務局地域教育課